

2014 年 9 月 10 日

「LT会」会報第 14-09 号(総 143 号)

上海 LT コンサルティンググループ

中国における価格カルテル等の取締りについて

2014 年 8 月 20 日、国家発展改革委員会(以下「発改委」という。)は、日系企業 12 社が自動車部品とベアリングの価格カルテルに関与し、その内 10 社に対し総額 12.35 億元(約 208 億円)の制裁金を科したと公表した。今回は、日本の独占禁止法に相当する中国反独占法(反垄断法)に基づく取締りの概要について解説する。

1. 国務院反独占法執行機関

中国における反独占法に関する業務の組織、調整及び指導について責任を負う機関として国務院に「反独占委員会」が設置され、競争政策の策定、市場における競争状況の調査・公表、ガイドラインの策定、法執行業務に係る調整等を行うこととされている。同委員会は国務院副総理が主任となり、関係する官庁の部長、副部長クラスが委員として名を連ねている。

国務院反独占法執行機関として、発改委の他、国家工商行政管理総局及び商務部の 3 機関が認定されており、発改委が「価格に係る独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制」を、国家工商行政管理総局が「価格以外に関する独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制」を、商務部が「企業結合に係る規制」を、それぞれ担当している。

2. 独占合意行為

価格カルテル等の独占合意(垄断协议)行為の禁止は、「反独占法」(2008 年 8 月 1 日施行)及び「反価格独占規定(反价格垄断规定)」(2011 年 2 月 1 日施行)に規定されている。ここでいう独占合意とは、反独占法第十三条に「競争を排除、制限する合意や決定、或いはその他の共同行為を指す。」と定義される。

独占合意行為は、水平型独占合意行為と垂直型独占合意行為に分けられる。水平型独占合意行為とは「競争関係を有する事業経営者が独占合意を取り決めること(反独占法第十三条)」を指し、垂直型独占合意行為とは「事業経営者と取引相手が独占合意を取り決めること(反独占法第十四条)」を指す。

反独占法第十三条(水平型独占合意行為の禁止)

競争関係を有する事業経営者が、以下に挙げる独占合意を取り決めることを禁止する。

- (一) 商品価格の固定或いは変更
- (二) 商品の生産量或いは販売量の制限
- (三) 販売市場或いは原材料買付市場の分割
- (四) 新技術、新設備購入の制限、或いは技術、新製品開発の制限
- (五) 共同の取引拒絶
- (六) 国務院反独占法執行機関が認定するその他の独占合意

反独占法第十四条(垂直型独占合意行為の禁止)

事業経営者と取引相手が以下に挙げる独占合意を取り決めることを禁止する。

- (一) 第三者への転売商品価格の固定
- (二) 第三者への転売商品最低価格の制限
- (三) 国務院反独占法執行機関が認定するその他の独占合意

3. 水平型独占合意行為の事例

8月20日に発改委・価格監督検査と反独占局が「日系自動車関連12社に対し総額12.35億元の制裁金支払いの行政処分を下した」と公表した価格カルテル行為はいずれも水平型独占合意行為に該当する。12社のうち、最初に自主的に通報し、重要証拠を提出した2社は処罰を免れている。

これらは、近年米国において司法省が反トラスト法の執法を強化し、同法に違反する日本企業に対する罰金・懲役処分が急増していることに追隨した動きであり、同様のスキームで摘発された場合、反論するのは難しいと思われる。

価格カルテル行為に対する制裁金は当該企業の前年売上額が基準となる。8%もの罰金を課されては企業の運営そのものが立ち行かなくなることもあり得る。とにかく、談合と受け取られかねない行為やメール等のやり取りは控えることである。万一、見つかりそうになった時は、むしろ思い切って当局に申し出る方がいいようだ。最初に通報し重要証拠を提出した企業は処罰を免れているからである。

自動車部品に関する価格カルテル行為に対する処分

- (1) 対象企業: 日立、デンソー、愛三工業、三菱電機、ミツバ、矢崎総業、古河電工、住友電工
- (2) 対象行為: 2000年～2010年2月の間に、日本でワイヤーハーネス等13品目の自動車部品の販売価格等について談合したもの
- (3) 処分内容: ①最初に報告し、重要証拠を提供した日立は、処罰を免除
②二番目に報告し、重要証拠を提供したデンソーは、前年売上額の4%の罰金
③1種類の製品のみ談合した矢崎、古河、住友は、前年売上額の6%の罰金
④2種類以上の製品を談合した愛三、三菱、ミツバは、前年売上額の8%の罰金

ベアリングに関するカルテル行為に対する処分

- (1) 対象企業: 不二越、日本精工、ジェイテクト、NTN
- (2) 対象行為: 2000年～2011年6月の間に、日本(アジア研究会)と上海(中国輸出市場会議)にてベアリングの販売価格等について談合したもの
- (3) 処分内容: ①最初に報告し、重要証拠を提供した不二越は、処罰を免除
②二番目に報告し、重要証拠を提供した日本精工は、前年売上額の4%の罰金
③アジア研究会からは途中で脱退したものの中国輸出市場会議への参加を続けたNTNは、前年売上額の6%の罰金
④アジア研究会と中国輸出市場会議の双方に参加したジェイテクトは、前年売上額の8%の罰金

4. 垂直型独占合意行為の事例

中国における垂直型独占合意行為の事例として、Johnson&Johnson と元販売店（北京銳邦）の租訴訟事件（2013 年 8 月結審、北京銳邦が勝訴）が良く知られる。本件は前述した水平型独占合意行為に対する摘発のように発改委が主導するものではなく、民事訴訟の判決に過ぎない。

事業経営者と販売店・代理店との契約関係がすべて独占合意行為に該当する訳ではなく、販売店・代理店との契約が反独占法第十四条に規定する禁止行為に該当するかを確認する必要がある。Johnson & Johnson 事件の判決において、上海高等法院は Johnson&Johnson と北京銳邦の交わした最低価格転売協議が独占合意行為に該当すると認定する際に「①関連市場の競争が十分か、②被告人(Johnson&Johnson)の市場における地位が強大か、③被告人が最低転売価格制限を実施する動機、④最低転売価格制限の競争効果」という 4 つの基準を示した。

事業経営者が販売店・代理店に対し市場支配的な地位にあるか否かは、反独占法第十八条、第十九条の規定に基づいて認定される。市場シェアが高いだけで市場支配的地位を有すると認定される訳でなく、市場支配的地位を有しないことを証明する証拠を提示できれば、「市場支配的地位を確立しておらず、関連製品の市場競争は十分で、貴社の価格制限行為は貴社製品と他社製品との市場競争を妨げるものではない。」と説明することができる。このため、水平型独占合意行為に比べ、垂直型独占合意行為により摘発されるケースは少ないものと思われる。

反独占法第十八条

事業経営者が市場支配的地位を有することの認定は、以下に挙げる要素に基づかなければならない。

- (一) 当該事業経営者の関連市場における市場シェア、および関連市場の競争状況
- (二) 当該事業経営者の販売市場或いは原材料買付市場のコントロール能力
- (三) 当該事業経営者の財力及び技術条件
- (四) その他事業経営者の当該事業経営者に対する取引上の依存度
- (五) その他事業経営者の関連市場参入の難易度
- (六) 当該事業経営者の市場支配的地位認定と関係するその他の要素

反独占法第十九条

以下に挙げる状況のうち 1 つにある場合、事業経営者は市場支配的地位を有すると推定することができる。

- (一) 1 つの事業経営者の関連市場における市場シェアが 2 分の 1 に達する場合
- (二) 2 つの事業経営者の関連市場における市場シェアの合計が 3 分の 2 に達する場合
- (三) 3 つの事業経営者の関連市場における市場シェアの合計が 4 分の 3 に達する場合

前項第二号、第三号で規定する状況があり、その内にある事業経営者の市場シェアが 10 分の 1 に足りない場合、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定してはならない。

市場支配的地位を有すると推定された事業経営者で、市場支配的地位有しないことを証明する証拠がある場合、その市場支配的地位を有することを認定してはならない。

以上